

論文

日本とアメリカで闘ったI家の息子たち

塚本美恵子

【要旨】 第二次世界大戦中、アメリカ西海岸に住んでいた日本人・日系人が強制的に大陸内部に急遽建てられた強制収容所に送られたが、その3分の2はアメリカ生まれの日系二世の市民だった。鉄条網で囲まれ銃を持つ兵士が常時監視塔に立つ収容所で実施されたのが忠誠登録である。本稿は、アメリカで生まれ、日本で育ち、そして第二次世界大戦前にアメリカに戻って帰米（キベイ）二世となり、強制収容所で実施された忠誠登録の質問にNoと回答した所謂 No-No Boyとなった2人の兄弟へのインタビューを中心に、日本とアメリカで闘った家族のライフストーリーを時系列で追った報告の一部である。

【キーワード】 日系二世、キベイ、No-No Boy、第二次世界大戦、ライフストーリー

1. はじめに

第二次世界大戦中、アメリカ西海岸に居住していた日本人と日本人を先祖とする約11万人が内陸各地に急遽建てられた10か所の強制収容所に送られた。だが敵性外国人として強制収容所に送られた人の3分の2は、米国生まれのアメリカ市民だった¹⁾。突然の移動を迫られた人たちの多くは家や家財をたたき売り同然で処分せざるを得なくなる等、その苦難の歴史は山崎豊子の小説『二つの祖国』²⁾でも歴史的史実とともに描かれ広く知られている。

本稿では日系人の中でも「帰米（キベイ）二世」で「No-No Boy」となった人たちに焦点を当てる。

「帰米（キベイ）」とは日系二世、つまりアメリカ生まれの日系人で、さまざまな理由から日本で育ち、大戦前にアメリカに帰国した二世の総称である。「No-No Boy」とは戦時中の強制収容所で実施された忠誠登録の2項目の質問にNoと回答した人々を指す。「キベイ」そして「No-No Boy」については、アメリカの日系人移民関係者や研究者の間でも認識されながらも、戦後補償訴訟等へ

の配慮から表立って語られることはこれまで極めて少なく、資料も散見される程度だという（村川2007：61）³⁾。しかし近年、研究書や出版物が刊行されるようになり、徐々に状況が明らかになってきた。村川によれば、忠誠登録は結果的に8千5百名ものNo-No Boyを生み出したという（村川2007：13）⁴⁾。

筆者は20年以上前に、「キベイ」二世でNo-No BoyとなったI家の二人の兄弟にインタビューする機会を得た。しかし当時の筆者は、強制収容に関する知識が浅く、「キベイ」、そして彼らが送られたツールレーキ収容所がどのような社会的位置づけだったのか等の状況をほとんど理解できていなかった。だが近年になって出版された書籍や資料を調べるうちに、キベイ二世が一世よりも国粋的と見なされていたことや、No-No Boyが日系人の間でも「不可視化」された存在だったことを知った。加えてアメリカ市民であるキベイ二世のNo-No Boyに対し、市民権を「放棄」させて日本へ「送還」しようとしたのがアメリカの司法省であることを知り驚きを新たにした（村川2007：14）⁵⁾。

残念ながらこうした史実を知った時はすでに遅く、インタビューに応じてくれた2人のNo-No Boyの兄弟やご家族の大半が鬼籍に入られた後だった。また現在、当時コピーさせていただいた資料や写真類の原本も大半が所在不明となっていることがわかった。本稿では、筆者の手もとに残された2人のNo-No Boyへのインタビュー記録や資料⁶⁾、唯一ご存命の末妹への聞き取り記録を軸に、書籍や研究資料で補完する形で彼ら兄弟と家族のライフヒストリーを追った。

2. 日本人移民の歴史

現代では移民というと日本が移民の受け入れ国だと考えられる方も多いただろう。しかし日本もかつては大量の移民を送り出した時期があった。北村崇郎『一世としてアメリカに生きて』⁷⁾によれば、日本からアメリカへの移民が急増したのは、表1に示したように20世紀の最初の10年間だという。北村は当時の状況を次のように述べている(北村1992:284,278)。

日本からの移民が急激に増加するのは、表1が示しているように今世紀になってからで、しかも、最初の10年間である。ハワイから再渡航禁止が決まるのが前述のように1907年で、紳士協定が実行に移されて日本政府がアメリカへの移民にはパスポートを発給しなくなるのがその翌年の1908年であるから、それ以降の日本人のアメリカ本土への渡航はそうとう制限されたはずである。しかしこの表1からは、1907年までの数年間に約10万人以上の日本人がアメリカ本土へわたったと推測できるようだ。日本から移民として出国した人たちの急激な増加は、日露戦争を契機としている。しかも、その人たちはほとんどが農村地帯出身者であった。当時の日本は政策としても「出稼ぎ」を奨励したようであったし、日露戦争や明治時代の急激な近代化政策によって生じた農村地帯の経済的疲弊から逃れて、すこしでも、よりよき生活を求めた人々が、「信頼性」のある情報を頼りに故郷をあとにし、海を渡ったのであろう。

表1 日本からのアメリカ本土への移民

(1861~1940)

時期	人数	総移民数に対するパーセント
1861-1870	218	0.01
1871-1880	149	0.02
1881-1890	2,270	0.04
1891-1900	27,982	0.77
1901-1907	108,163	1.74
1908-1914	74,478	1.11
1915-1924	85,197	2.16
1925-1940-	6,156	0.03

ハワイ併合後の移民の数は含まれていない。ベン・ワテンバーグ『合衆国の統計史』1976年より

出典：北村宗郎 p278 より

また伊藤⁸⁾でも、「1907年当時、移民の大半は一攫千金を夢見てアメリカに渡り、成功すれば錦を飾って日本に帰るつもりでいた。多くの者が3年から5年間で1000ドルから3000ドルを蓄えて帰国するつもりでいた」と当時の状況が報告されている(伊藤1984:41)。

3. I家の歴史

本稿で焦点を当てるのはNo-No BoyとなったI家の兄弟とその家族である。No-No BoyとなったI家の2人の兄弟はアメリカで生まれた後、一家で日本に帰国し、その後、第二次世界大戦前に、市民権を持つ二人だけがアメリカに戻った。ここではまず、I家の両親がアメリカに渡った経緯からひも解いてみる。

3.1. 家系図

図1は、I家の家系図を戸籍謄本から抜き書きして図示したものである。I家の父の名は周治郎、母はタヅで、夫婦は6人の子どもに恵まれている。「キベイ」そして「No-No Boy」となった二男隆と三男寛はアメリカ生まれだが、図1で示したよ

うに、長男は日本生まれで、四男、長女、二女も日本で出生している。

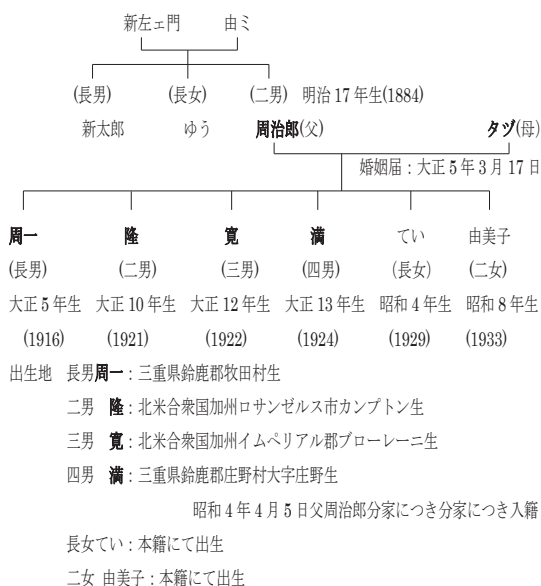


図 1. I家の家系図

I家のファミリーヒストリーの執筆をすすめるにあたり、筆者の立ち位置を示す。筆者はI家の周治郎の孫にあたる。子供の頃には周治郎本人からアメリカでの話を折に触れよく聞いた。だが子供のことゆえ当時は特段の興味関心を持つことはなかった。ただ近隣の年配者から「アメリカさん」と呼ばれることが時折あったり、屋根裏部屋に置かれた巨大なスーツケースの中にカンカン帽やアメリカで撮影された数多くの写真があったこと、さらに小学校低学年頃まではアメリカから時折届いたウイスキーボンボンを食べたりとアメリカを身近に感じながら育った。

本稿の執筆に際しては、筆者が子供の頃に祖父周治郎から聞いた話や、1997年に実施した2人の叔父へのインタビュー記録や写真等の資料に加え、2019年に実施した妹てい氏へのインタビューを一次資料とした。尚、本稿では敬称略で記述させていただく。



写真 1. 周治郎

3.2. 父周治郎の渡米

戸籍謄本によれば、周治郎は1884年(明治17年)、父新左エ門と母由ミの二男として三重県に生まれた。長男の新太郎とは14歳、長女ゆうとは10歳の年が離れている。明治37~38年(周治郎20歳)には日露戦争に出兵し、その功に依り1905年(明治38年)に勲八等瑞寶章及び金八十圓を授与されている⁹⁾。その後、アメリカに向かい、1907年12月にはアメリカから図2の葉書を日本に送っている¹⁰⁾。

周治郎がアメリカに向かった頃はすでに、アメリカとの紳士協約で正式に入国することはできなかったという。糸井¹¹⁾(糸井1995:111)は紳士協約について以下のように説明している。

サンフランシスコでは、日本人に対して「ジャップスケベー」と叫んだり、投石したり、料理店をボイコットしたり、洗濯屋を襲撃するなど、日本人排斥行為が続いた。加えて、州議会には土地所有禁止



図2. 周治郎が1907年にアメリカから送った葉書

法案が提出されたり、サンフランシスコでは市民でないことを理由に、人夫供給業の営業許可を下付しないなど、日本人の生活の基盤に対する排斥が始まった。アメリカ政府は正式に日本人移民の規制に合意することを求め、1907年から1908年にかけて、日米両国政府の間で書簡を交わし、いわゆる紳士協約の合意が成立した。紳士協約では、1. 領事館発行の在留証明書をもつ再渡航者、2. 在米在留者の父母、妻、未成年の子供、3. 外務省の許可を持つ定住農夫、だけが許されることになった。

筆者が周治郎から聞いた話によると、周治郎はまずメキシコに上陸し、メキシコ側からコロラド河を泳いで渡りアメリカに入国した所謂“wet back”だったという。周治郎と同様にメキシコからアメリカに密入国した人は多かったようで、北村¹²⁾が取材した日系移民の一世のインタビューには、メキシコあるいはカナダから密入国した一世のインタビュー記録が複数収録されている（北

村1992）。

アメリカに密入国を果たした周治郎は、鉄道工夫として働いた。鉄道工夫の仕事はきつく栄養失調で鳥目になったが、現地のアメリカ人に優しくしてもらい、栄養価のある食事をさせてもらったお陰で鳥目は回復した、とよく話していた。

周治郎は「現地のアメリカ人」と話していたが、周治郎が言う“アメリカ人”とは当時はどのような人たちだったのだろう。伊藤一男著の『北米百年桜』¹³⁾によると「アルメニア人、イタリア人、メキシコ人、ギリシャ人」らが働いていたという（伊藤 1984：413）。また糸井¹⁴⁾は当時のアメリカの社会状況を次のように述べている（糸井1995：87）。

当時全盛であったアメリカの鉄道業界は建設と保線に大量の単純労働者を必要とした。日本人労働者は鉄道会社にとって人員確保の面からも労働の質の面からも、鉄道会社にとって好ましい労働者集団だった。白人の労働者による排斥事件のあと、日本人、白人、中国人労働者6名が同じ作業で競争したところ、日本人労働者は拍手喝采されたと、人夫を供給した伴新三郎は1893年に誇らしげに報告している。1908年ロッキー山脈の山間部諸州、ユタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイダホ州の日本人移民の労働状況を視察した大山卯次郎外務書記生は、この地方に働く日本人労働者は平均9000名、最盛期は1万1000名、少なくとも7000名が働くこと報告している（外務省通商局『第1回移民調査報告』[北米ネバダ、ユタ及びコロラド州本邦人移民地視察報告1908年]）。

周治郎は1916年、結婚をしている。当時は写真だけを交わして結婚する「写真花嫁」も多かったが、周治郎は日本に一旦帰国し、見合いをしたという。

イチオカ¹⁵⁾によると、当時の日本人労働者が直面していたのが結婚問題だったという（イチオカ 1992：183-184）。

家族は重要な社会組織であった。1900年から1920年にかけて多くの男性は日本から妻を呼び寄せた。1900年、移民者の既婚女性はわずか410名であった

が、1910年には5581名となり、1920年までには2万2193名にのぼった。・・嫁探しのたびにかける時間や日本の社会習慣で要求される莫大な結婚費用を捻出する余裕のある者はほとんどいなかった。ある帰国者は徴兵される可能性があった。外国で暮らすすべての日本人男性は、徴兵猶予という恩恵をこうむっていたが、30日以上日本に帰っていれば猶予の資格をうしなった。適当な花嫁を見つけ、正式に婚約して結婚するには1か月を要した。このようにして多くの独身者はいわゆる写真花嫁の慣行にたよることとなった。

日本領事館は既婚女性の入国を統制するために厳しい基準を設けた。基本的な判断の基準は経済であった。・・実業界および農民には資格があったが、彼らは一定の基準を満たさねばならなかった。実業家は年収1200ドルかそれ以上、農民は1年間の利益が400ドルから500ドルでなければならなかった。また両者とも少なくとも1000ドルの預金も必要であった。1915年、日本政府は労働者に資格を与えるためその資格要件を修正した。1915年7月1日以降、合衆国に住むすべての男性は、労働者も含めて800ドルの預金をもっていれば妻を呼び寄せる資格があることになった。日本領事館は、詐欺行為をなくすために妻の呼び寄せ申請者に対し、申込の日の5ヶ月前からこの額の預金が継続している証拠として預金通帳の提示を求めた。

20歳で渡米した周治郎は12年間アメリカで働いて32歳になり、1915年以降に設定された資格要件の800ドルの預金を蓄え、渡航費用を賄える経済的な余裕があったことがわかる。

周治郎が日本に帰国して見合いした相手は実はタヅの姉だった。だが見合い中にお茶を出した妹タヅに一目ぼれして結婚を申し込んだという。ところがタヅの親は周治郎がタヅを連れてアメリカに行ったまま戻ってこないことを心配し、生まれただけの長男周一を引き取り、周治郎夫婦に必ず帰国することを約束させた。長男周一の出生届と婚姻届が同じ年となっている背景にはこのような理由があったようだ。周治郎は長男周一をタヅの両親に預け、タヅと渡航した。

3.3. 二男隆と三男寛の誕生、そして日本への帰国

戸籍簿によると、二男隆は北米合衆国加州ロスアンゼルス市カンプトン街で大正10年(1921年)に生まれている。一方、三男寛は翌年の大正11年(1922年)に北米合衆国加州イムペリアル郡フローレーニにて出生届が出された。2人の出生届は、「ロサンゼルス領事大山卯次郎が受附」となっている。余談だがこの大山卯次郎領事は、前述の糸井の資料で引用されている1908年の外務省通商局『第1回移民調査報告』を著した大山卯次郎外務書記生である。

三男寛によると、寛3歳、隆4歳の時に祖母危篤の連絡があり、周治郎一家は帰国したという。翌年の大正13年(1923年)には、四男満の出生届が日本で出されている。周治郎は日本に帰国後に家建て、田畑を購入し、昭和4年(1929)には長女も生まれ分家の手続きをしている。

3.4. 再渡米

アメリカ生まれのI家の兄弟二人は、年齢が近く、元気余ってよくケンカもしていたようで、長男周一によると「やんちゃをして父周治郎に度々叱られていた。ある時は近所のおばあさんをからかったということで周治郎が怒り、裏の竹やぶの木に縄で縛られてつるされたこともあった」という。日本で自由闊達に育った二人は、日米開戦前に「アメリカに居ないとアメリカの市民権がなくなるそうだ」との話を聞きアメリカに戻ることを決めた。

村川・糸井が行った日米戦時交換船・戦後送還船による帰国者へのインタビュー¹⁶⁾(村川・糸井1992:138)によると、市民権喪失の報道は実際にかなり流布していたという。

カリフォルニア州議会では、二世の帰国を阻止するために、原則的に国外に1年以上滞在する場合には市民権を失うように市民権法を改正する動きがあることが昭和12年(1937年)5月6日、報じられている。市民権喪失の噂は流布していたようで、6月14日には、「“旅行券の二年毎登録”はデマ」だと報



写真2. 1家の家族写真

(渡米前に撮影したと思われる家族写真：自宅前で左から満、周一、隆、周治郎、寛、タヅ、てい)

じられている。YT氏は、中国新聞には二世は早く帰国するという記事が出たことを記憶している。氏の帰米は昭和12年である。またある帰米は、市民権を保持したいならアメリカに戻るようにアメリカ領事から警告されたと語っている。

アメリカへの帰国の状況やアメリカでの体験について三男寛は以下のようにインタビューに答えている。

アメリカの市民権を喪失するとの話を聞いて、14歳の昭和11年(1936年)春に、甲斐(隣村)の勝田きよしさんがお嫁さんをもらいに帰国したので、長岡ひろしと一緒に連れて行ってもらうことにし、浅間丸でアメリカに戻った。

ブレダオレー小学校に3か月通った。5年生のクラスに入って、1年間で英語を覚えた。3か月で慣れ、9年生BA(昭和12年2月)に半年、小学校からすぐVenice(ベニス)High Schoolに入った。高校のクラスでは日系人はホームルームに4人、Venice High School全体では日系人は1割位だった。高校は、スクールボーイをして通った。小遣いは\$4/週だった。昭和12年2月に中学3年、昭和13年高校1年、昭和14年高校2年、昭和15年(1940年)に高校3年となった。高

校ではart courseをとっており、教師の勧めで高校2年の時、MGMの奨学金をもらう。卒業後にMGMに3年勤務するという約束で大学に入学したが、ロサンゼルスで3人しかスカラシップ(奨学金)をもらっていなかった。

アメリカの公立学校で感心したことは、弱い者はいじめないこと。小さい子をなぐる事はない。年齢がない。ボクシングでは一度鼻血出してな。けんかは1対1や。鼻血出した方が負けや。小学校でな、質問されたんや。日本のことを聞かせよって。それで野菜作りの話をしてな。どんな肥料を使うのか、と聞かれたから「人間の糞や」言うたら大笑いされた。中学校では、ダンスが楽しかったわ。女の子と手つないで・・・それまでそんなことなかったからびっくりしたなあ。社交ダンスや。その他にはボーリングやローラースケートやな。ホームルームで二世は2人。クラスサイズは35~36人。学校全体では3000人位おった。成績はABCDE。水飲みに出て1点や。スクールボーイしてた家には息子が一人おって、その息子に数学を教えた。高校の英語以外の科目は自信はあった。外国語(スペイン語・ドイツ語)があった。

14歳で渡米した三男寛は、英語が全くできなかったことから学年よりもずっと下の小学校5年のクラスに入り英語に慣れてから高校に入ったという。三男寛は「高校はスクールボーイをして通った」と語っているが「スクールボーイ」とは、アメリカ人の家庭に入り、食事、部屋、小額の手当てと引替えに家の雑用などをする住込みの家内労働者として働きながら勉学するものである。三男寛はその後、努力して勉強し、結果的に映画会社のMGMからの奨学金を獲得して大学に入学したという。

一方、二男隆は三男寛の1年後に竜田丸で16歳で渡米した。当時のことを次のように語っている。

アメリカに行くには60ドルかかり、15日間の航海やったなあ。3日位は移民局にいて、2日位してタモツさんが学校へ連れていってくれた。ロサンゼルス郊外のベニスや。船で行った。アイスクリームをよばれて、こんなに美味しいものあったのか、と思った。ベニス (Venice) High SchoolではB9。半年で9A9Bとすすむ。(12-6) winter 入学 class, summer 入学 class とA10まで行って18歳になったのでやめた。サーマル (カリフォルニア州)で同郷の知人の紹介で農場で働いた。夏はベルペッパー、エッグプラント、トマトを栽培していた。メキ (メキシコ人)と一緒に働いた。42年までおったな。

帰米二世の多くが日米開戦前にアメリカに戻っている。前述したように市民権を失うことを恐れての帰米が多かったようだが、村川らは¹⁷⁾、「アメリカの日系社会のニーズ、つまり在米日本人社会の帰米運動とも呼べるような、在日二世の米国



写真3. 二男隆

帰国を推進する動きがあった」ことや「適齢期の二世の結婚難や農場の人手不足、そして外国人は土地を所有できなかったことから、市民権を持つ二世の帰米が求められたのである」と分析している (村川・糸井 1992: 138)。

二男隆の戸籍謄本には、昭和15年(1940年)10月25日に「亜米利加合衆国の国籍を取得したるにつき、国籍離脱届けにより、国籍喪失 戸主伊藤周治郎届け出同年拾貳月参拾壹日受附除籍」と記載されており、19歳で日本国籍を喪失している。二男隆が日本国籍喪失の手続きをした理由は不明だが、村川・糸井(1992: 138)によると、アメリカの市民権法では日本で兵役に服したり、官吏となればアメリカの市民館は失うことになっていたことから国籍を放棄したと推測される。

4. アメリカの「キベイ二世」

アメリカの市民権を失うまいと、「帰米運動」に背中を押されて帰米したキベイ二世たちだが、開戦前のアメリカでの現実は一筋も厳しかった。その状況を糸井¹⁸⁾は次のように説明している (糸井 1995: 203)。

二世に関して、1930年代に在米日本人が取り組んだ運動に、帰米推奨運動がある。帰米とは、そのまま解釈すれば「アメリカに戻る事」であるが、在米日本人社会では、日本で教育を受け、青年期になって、アメリカに戻ってきた二世を指す。しかしこの言葉には、イッセイやニセイという言葉にはないニュアンスが内在していることも事実である。「キベイ」と呼ばれることに反発する人さえいるという (古森義久『遙かな日本』毎日新聞社、1984年)。(中略)キベイということばにニセイにはない暗い響きが現在までも残っているのは、第二次世界大戦中に、アメリカ当局から一世以上に危険な集団であると偏見をもって扱われてきたからである。(中略)報告書の記述は、「国防移動に関する公聴会」におけるカリフォルニア州司法長官アール・ウォーレンの声明書を受けたものである。ウォーレンは、公聴会で、1930年代に日本人が「キベイシミン運動」を展開して、在

日二世の帰国を奨励し援助したと述べている。日本人会は日本政府と深い関係にあると信じられていたので、暗に日本政府が何らかの意図をもって日二世を送りかえたかのような印象を与えるのである。

婦米二世は市民権維持のため、あるいはアメリカの日系人社会に貢献できるとアメリカに戻ったが、実際には「一世以上に危険な集団」と見なされ、暗い響きの伴う存在となっていった。また村川¹⁹⁾もキベイ二世がその後もリンクル報告によってさらに厳しい見方をされるようになったことを報告している(村川2007:141、154)。

P141 風雲急を告げる日米関係を背景に各方面で数年前から開戦準備が進められていた。国内のスパイ・サボタージュ活動が懸念される中、大統領はFBIとONIに情報収集を命じる一方で、独自の非公式情報システム—後の戦略サービス室(Office of Strategic Service)—を通して独自の調査を開始した。1941年11月初旬、彼はその調査結果(マンソン報告)を受けとり、國務省、陸・海軍省、司法省の各長官に配布している。(中略)

マンソン報告が依拠しており、政策決定に大きな影響力を持ったと言われるのが真珠湾一か月後の1942年1月末に海軍情報部のK・D・リンクル中佐によって作成されたハワイの日本人に関する報告書である。

P154 リンクル報告の要点は、①過去10年、米国における日本人問題は大きく変化してきた。外国人である一世は高齢化がすすみ、米国生まれの子供達が成人にちかづきつつあり、外国人の脅威は日に日に小さくなっている。すでにその割合は1対3に逆転しており、彼らの少なくとも75%は米国に忠誠である。②外国人は大多数が消極的であるかもしれないが米国に忠誠である。それと知りながら米国に害することはしないが、同時に日本に害になることもしない。残る人々は積極的にサボタージュや暴動に参加することはないが、機会があれば秘密で偵察ぐらいはするかもしれない。だが、③日本人・日系アメリカ人の中に、日本政府によって意図的に配置されたか、国家に対する狂信的な忠誠によって動かされてスパイとして働く者もいる。その数は全人口の

3%以下、3500名程度であろう。④これらの人々の中で最も危険な者は既に抑留されているか、あるいは黒竜会、海軍協会、兵務射会などの会員であって、海軍情報部やFBIはよく知っており、外国人であれ市民であれ間もなく抑留されるであろう。⑤最終的にこの問題を解決する為には、日系アメリカ市民が米国への忠誠をもち、・・・⑥最も危険なのは13歳から20歳ぐらいの青少年期を長く日本で過ごして米国に戻ってきた者である。これらの人々は基本的に、生まれながらの日本人であり、日本政府によってスパイとして意図的に送り返されてきた可能性もある。法律的には市民であり、権利章典により護られてはいるが、彼らは敵性外国人と見なされるべきであり、多くが抑留されるべきである(Keisher, February 14,1942)。

リンクル報告書が述べているように、キベイ二世は繰り返し危険な存在との偏見が上塗りされていった。上記⑥に記載されているように「13歳から20歳ぐらいの青少年期を日本ですごした」に該当するのが、二男隆や三男寛たちキベイ二世であり、「彼らは敵性外国人と見なされるべきであり、多くが抑留されるべき」と特記されていることは注目すべきだろう。こうしたアメリカ政府の動きを知らぬまま、二男隆、三男寛はアメリカでの生活になじんでいった。そして1941年(昭和16年)12月8日、日本軍がパールハーバーを襲撃し戦争がはじまったことから「キベイ」として渦中に巻き込まれていくことになる。

5. 日米開戦

5.1. 長男周一の朝鮮出兵

太平洋戦争が始まると、I家の長男周一に召集令状が届き、周一も出征した。日本とアメリカ、二つの国に分かれていた兄弟が、それぞれに戦争に巻き込まれていくことになる。

朝鮮に出兵した周一から戦争の話はほとんど聞いていない。朝鮮は非常に寒く住居にはオンドルがあるなどの話を記憶している程度である。朝鮮に出兵



写真 4. 長男周一（左端）

した周一は結核にかかり、当初、広島療養所に送られたという。その後、広島に原爆が投下される直前に富山県に移されたと話していた²⁰⁾。

5.2. アメリカでの生活：強制収容所

フランクリン・ルーズベルト大統領が大統領行政命令 9066 号に署名し、陸軍省に、アメリカ西海岸に居住するいかなる人にも強制立ち退きを命じる権限をあたえたことにより、日本人・日系アメリカ人が敵性外国人として強制収容所に送られた。同様に敵性外国人となるのはドイツ人とイタリア人だが、ドイツ人やイタリア人も同様に収容所に送られたのだろうか？村川（2007：139-140）は状況を以下のように説明している²¹⁾。

第二次大戦中の司法省の敵性外国人政策の中で総数に比し厳しい処遇を受けたのは日本人であった。司法省のトップレベルの官僚たちはそれほど日本人を危険視していたのであろうか。答えは否、である。前項でも取り上げた 1943 年 7 月 30 日に開かれた司法省内の政治防衛緊急諮問委員会議でトーマス・M・

クーリーが興味深い見解を示している。この時点までに 9 千件の敵性外国人に関する審査が行われ、約 4 千百名が抑留されていた。2 千百名が日本人、千八百名がドイツ人、イタリア人は 7 百名であったという報告の後で次のように述べられている。

総人口の割に最も多く抑留されたのは日本人であるが、これは彼らが最も破壊的であったからではなく、我々に彼らについての知識が少なかったからである。彼らは西海岸の限られた地域に居住し、ほとんどが年配で日本語しか話さない。だから、ある日本人が破壊的であるかどうかを決定するのはとても難しいのである。本当のことを言うのを恐れて、通常、そっけない応答をする。また多くの人が、移民局との間で悶着を起こした経験があり、あまり話したがらない。不法入国を咎められることを心配する者も多い。その場合は、強制送還になりかねないからである。

p140 ジョン・L・パーリング敵性外国人統制局特別政策部長も同様の見解を示している。

西海岸からの立退きは、歴史的には忠誠な日本人と不忠誠な日本人を分けることが困難であったために行われた。大統領行政命令により、司法長官は特定地域を対地理禁止区域に指定する権限を与えられ、元々それは特定の重要拠点の周囲に限るつもりでいたが…地図上に彼らの居住地のドットを打つと、太平洋岸に日本人の壁ができる有様であった。……日系人は市民でも同化していなかったし、市民は若く、日系社会では外国人が文化的に支配的なグループを形成していた。

日本人と日本人を祖先とする全ての人々が強制的に収容所に送り込まれた理由が、「忠誠な日本人と不忠誠な日本人を分けることが困難だった」というのを知ると何とも驚きと同時に、人種的な偏見の影さえ感じざるをえない。

5.3. 忠誠登録と「No-No Boy」

大統領行政命令により西海岸に住む日本人を先祖にもつ 11 万もの人々を突然に内陸部に移動させたが、この政策はさまざまな事情で長期化し、人々は不安を募らせていった（村川 2007：11）²²⁾。

特定の地域から 11 万名の人々を立ち退かせるとい

う作業自体は軍の力をもってすればさほど困難なことではなかった。日本人・日系人たちも当惑しつつもこの政策に協力的であった。だが、何の犯罪行為もないまま、営々と築いてきた土地、家屋、ビジネスなどの財産の大半を失い、何よりも米国の民主主義に対する信頼を裏切られた被收容者の間で次第に不満が募っていったのも無理からぬことであった。カリフォルニア州のマンザナル、アリゾナ州のボストン收容所では死傷者まで出る騒動が起きた。

日米開戦前後から日系人の中に家族がFBIに拘束されたりと家族がバラバラになるなどの不安が募る中、実施されたのが忠誠登録である。この辺りの事情を村川の次のように説明している(村川2007:11)²³⁾。

当時の米政府にとっても、戦時中に11万名もの人々にともかくも十分な衣食住を提供していくことは、当初計画されていなかっただけに大きな負担となった。戦況が米国側に有利に傾くにつれ彼らを拘留しておく法的な根拠も失われていった。政府に不満をもつ人々の取扱いや戦後の一般社会への受入れなどがやっかいな問題になるだろうということも予想された。そこで、WRAでは、收容とほとんど同時に被收容者の米社会への再定住計画を実行に移していくことになる。そのためには、まず、アメリカ社会に戻すことが出来ない、戻したくない人々の選別が不可欠であった。

アメリカ政府は、強制收容所の日系人からも兵士を募るとともに、忠誠派と反忠誠派を分け、忠誠派を收容所から出して戦時転住居の予算を軽減し、同時に工場や農場で労働力が極度に不足していたことからこれに対応しようとした。

忠誠登録で收容所内の住民に大きな動揺をもたらしたのが2項目の質問、つまり第27問と第28問である。第27問は「あなたは合衆国軍隊に入隊し、命ぜられたいかなる戦闘地にもおもむき、任務を遂行する意志はありますか」であり、第28問が「あなたはアメリカ合衆国に対し、無条件の忠誠を誓い、内外のいかなる武力による攻撃からも合衆国を忠実に守り、日本国天皇あるいは

ほかの国の権力組織に対しあらゆる形の忠誠や服従を拒否しますか」²⁴⁾(川手2018:35)である。

筆者が三男寛に收容所で実施された「忠誠登録」で何故「No」「No」と回答したのかと質問した際には、「日本に親や兄弟がおるんや。それに兄貴も召集されているのに、その日本と戦う訳にはいかんやないか!!」と強い口調で答えていた。二男隆、そして三男寛も、多くの日系二世と同じように「米国の民主主義に対する信頼を裏切られたような心境」になっていたのだろう。收容所で忠誠登録に回答した日系市民の心境をダニエル・オキモトがこんな風に述べている(村川2007:12)²⁵⁾。

第27と28の二つの質問、従軍の意志はあるか、米国の大統領に忠誠か、という問いが問題となった。単なる国家への忠誠を問うだけではなく、アメリカ軍への従軍や收容所からの出所という現実の不安に直接結びつくものであった。何よりも、米国への忠誠を前提とした市民には問われるはずのない質問であり、それ以前に彼らの市民権を侵害していたからこそ問われなければならない質問であった。それでも未だお前たちは米国に忠誠か、と問われたのである。この決定に対し大統領は次のように宣言している。「卑しくも米国に忠誠を誓う市民は、先祖が誰であろうと市民権に伴う責任を遂行する民主的権利を否定されてはならない。」ダニエル・オキモト(1970)はこの言葉を的確にかつ皮肉を込めて批判している。「もっと具体的にいえば、この寛大なる声明は、二世は憲法のもとで正常な生活をするという基本的人権を剥奪されていながら、アメリカのために死ぬ“民主的権利”を与えられることを意味していた。」

結果的に、忠誠登録の第27と第28の質問にYes, Yesと回答した33000人の日系二世はアメリカ軍に従軍し、士官などを除くほとんどの隊員が日系アメリカ人により構成される第442連隊や、アメリカ陸軍情報部などに配属された。ヨーロッパ戦線に送り込まれた日系人部隊はドイツ軍に包囲され絶対絶命とされたテキサス大隊を救出するなど目覚ましい活躍をした。日本語のできる日系

人はアメリカ陸軍情報部 (Military Intelligence Service, MIS) に配属され、翻訳や情報収集、文書の分析、投降の呼びかけ、捕虜の尋問といった任務に従事し、戦後の対日占領任務にも参加した。

5.4. 「No-No Boy」として

一方、忠誠登録でNoと答えた「No-No Boy」たちは、日本人・日系人の中でも不穏な存在として扱われるようになっていった。こうした状況を村川 (2007: 14-15) は以下のように説明している²⁶⁾。

理由はどうあれ、一旦表明された不忠誠は一人歩きを始める。全米10か所の収容所の中で最も不忠誠者の多かった北カリフォルニア州のツールレーキに全ての不忠誠者が隔離され、ツールレーキからは忠誠者が他の収容所に移送された。(中略) だが、不忠誠の烙印を押されてツールレーキに集められ人々は群集心理も相俟って気分を昂揚させ、次第に追い詰められていった。行政への不信、将来への不安は募り、米国に対する反発に押され日本の側に振れた。報国青年団、祖国研究青年団、即時帰国奉仕団といった親日的団体が組織され、当局との対立は深まった。

5.4.1. 二男隆

二男隆は真珠湾攻撃の後のアメリカでの様子をインタビューでこんな風に話していた。

12月7日に戦争がはじまった。戦争が始っても何も変わらなかった。けど、何となく遠慮するんだよね。俺の居たのはドイツ系の家。友人の長岡あきらの居たのは夫がドイツ系で妻がフランス系。そんな話はタブーだった。3月か4月頃、学校を辞めて、勝田すすむさん宅に戻った。昭和17年(1942年)3月か4月に5エーカー借りてセロリを植え付けて半年位したら収容所に送られた。収容所では最初、食堂のヘルパーに入ったが1000ドル、フォートリンカーン(北ダコタ)で800ドル没収された。収容所で音楽やっていた(トランペット)。慰安音楽や、油絵書いて・・・。

2月初旬にはアリゾナ(ポストン)キャン



写真5. 収容所宿舎前にて (二男隆提供)



写真6. 収容所の chauffeur 仲間と (二男隆提供)

プに入った。マンザナでヒアリングがあって、サインして、「奉仕団」に入り、ツールレーキで寛と一緒にになった。ノースダコタではドイツ人も一緒(敵性外国人収容所)やった。ビスマーク兵舎は、暑かった。モータープールで働いた。

二男隆のインタビュー記録によると「マンザナでヒアリング」つまり忠誠登録に回答し、親日的団体である「奉仕団」に加わったのだという。その後ツールレーキ収容所に送られ、そこで弟の寛と合流したとのことである。

二男隆も、まさにキベイ二世、そしてNo-No Boyとして不穏な存在として扱われ、追い詰められていったのだろう。インタビューに答えてくれた隆は収容所では chauffeur (自家用車用のおかかえの運転手) をしていたと語り、収容所の生活の一端を示す数多くのスナップ写真を筆者に見せてくれた。写真5や写真6はそれらの一部だが、これら数多くの写真に写った当時の人々の表情は押しなべて穏やかである。だが写真5でも垣間見れるように、急遽建てられた住居環境は劣悪で、加えて忠誠登録によって分断されたYes組とNo組の住民間の軋轢、行政への不信、将来への不安に加え、米国に対する反発など彼らの内面には圧倒されそうな不安があったのだろうと推測できる。

5.4.2. 三男寛

一方、三男寛は、強制収容所については多くを語らなかった。

キャンプはマンザナール、ツールレーキ、北ダコタ・フォートリンカーンへと移された。一番ひどいところへやられたんや。寒いところな……。収容所には2年半おったんやな。

キベイやNo-No Boyたちは収容所でのことをほとんど家族にも話さなかったことはよく知られているが、寛も多くを語らず、家族には収容所ではコックをしていたことや、マージャンを覚えたことなどを語っている。筆者のインタビューを横で聞いていた寛の妻は「そんなこと初めてきいたわ・・・」と何度もつぶやいていたのが筆者には印象的だった。

5.5 市民権放棄

二男隆と三男寛が収容されたツールレーキ収容所では、アメリカの保護を求めるよりも市民権を放棄して日米交換船で日本に帰ろうとの動きが生じた。結果的に1944年から1945年にかけてツールレーキ収容所の5379名もの日系アメリカ人が市民権放棄を申請し、放棄者のうちツールレーキの住民が94.52%を占めていたという(村川2007: 214)²⁷⁾。しかし村川によれば、この市民権放棄の動きの裏には、司法省の敵性外国人を本国送還する動きがあったという(村川2007: 245)²⁸⁾。

制裁措置としての市民権「放棄」・「本国送還」政策

(1) 日本人「送還」計画

1945年秋、戦争の終了に伴い司法省では市民権「放棄」者を含む敵性外国人の「本国送還」に向けて準備が進められていた。事は彼らの計画通りに進んでいた。(中略)彼らが反対していた一般の日本人・日系アメリカ人を対象とする陸軍の政策はWRAに引き継ぎ、忠誠者と不忠誠者の隔離も行われたが、WRAの政策には外部からの批判の声が高まり、最終的に「放棄」者らの管轄権を司法省に移すことにも成功していた。社会におけるWRA批判が強かったために、その事業を引き継ぐ形になった司法省の思惑が表立ってみえることはなかった。司法省内部で戦前から計画し、法的根拠に関する検討を重ねてきた市民権放棄法は、WRAから引き継いだ業務を完遂するための便法という形で議会の承認を得て成立し、実際の放棄の申請数は彼らの予想を遥かに超え、司法長官による承認の手続きも肅々とすすめられ、この法は既に機能し始めていた。

1945年9月28日、司法省から陸軍省に対し日本への「送還」予定者の概数が示されている。(中略)元アメリカ市民である市民権放棄者5500名と同伴家族で、計、1万4800名となっていた。

6. 戦後

アメリカの市民権を失いたくないとの思いでアメリカに戻った二男隆と三男寛だったが、「キベイ」ということで親日的存在と見なされ、更に強制収容所での忠誠登録後は「No-No Boy」として

不本意な境遇に追い込まれていった。
それでも終戦を迎えると、日本へ帰国することになった。

6.1. 二男隆

二男隆の CIVIL LIBERTIES ACTION of 1988-VOLUNTARY INFORMATION FORM の記録には以下のように記載されている²⁹⁾。

Names of assembly centers, relocation centers, camps or other places of relocation or detention: POSTON, ARIZONA; TULE LAKE, CALIF; BISMARCK NO.DAKOTA; VIA PORTLAND, OREGON, To JAPAN (VSS.GORDON)

つまり、ポストン収容所(アリゾナ州)からツェリレーキ収容所(カリフォルニア)に移動し、その後、ビスマルク収容所(ノースダコタ州)³⁰⁾を経てポートランド(オレゴン州)経由でゴードン船で日本に帰国したとある。

村川・糸井(村川・糸井1992:24,150)によると³¹⁾、アメリカから戦後送還船で日本に送還されたのは約8000名だが、アメリカ連邦公文書館資料によると45年8月12日にシアトルを出港したMastonia号から47年3月28日までのGeneral Gordon号まで9回記載があり、24ページにはランドール、マッソニア、ジェネラル・ゴードン、船名不明で4回が挙げられている。二男隆が送還船で帰国したのであれば恐らく45年12月29日にオレゴン州ポートランドを出港した4263名の乗船者のうちの1名だったのではなかろうかと推測される。

6.2. 三男寛

三男寛はインタビューで日本への帰国の状況を次のように語っている。

9年間アメリカにおいて23歳で、第3次移送船で帰国したんや。浦賀に上陸してな。やみドルを持って来たから横浜へ行って南京街で米の飯食べた。70円やった。当時、50

ドルもっていたが1ドル400円の時代やで。物がなかったから純二世の人とか、純二世の人と結婚してた人は皆帰ったわな、アメリカへ。わしらなんで帰りよる・・・と思って腹立てたけどな・・・。

村に戻って一番ショックを受けたのは、同級生が誰もおらんかったことや。全員、戦死しよったんや・・・。

日本に帰ってきてからは、名古屋の大蔵省の管財局に勤めてな・・・。鉄道省に移って米軍の通訳をやってたんや(昭和29年やな)。それからJRに移ったんやな。そこを辞めて34年に独立したんや。当時は車はドルで買わなあかんようになってな、このドルに割り当てがあるんや。三沢の米軍キャンプからアメリカに帰る米兵をprospect(見込み客)ということで紹介したり、彼らの中古車を日本で売ったりした。当時General Motorsのdistributorは東京と大阪(安田火災とナショ



写真7. 三男寛と二男隆

ナル) しかなかったので、5年間 General Motors の Dealer をやった。それから昭和34年に国産マツダの Dealer の権利を得たんですよ。

三男寛は移送船で帰国したが、「物がなかったから純二世の人とか、純二世の人と結婚してた人は皆帰ったわな、アメリカへ。わしらなんで帰るよ・・・と思って腹立てたけどな・・・」と、純二世、つまりアメリカで生まれ育った二世の人たちがアメリカに戻るのを見て、快く思っていなかったようである。

その後、三男寛も日本に戻ったキベイの人たち同様、9年間の在米経験や語学力を生かして進駐軍の通訳や進駐軍相手の仕事に携わり、後に車の販売会社の社長を務めていた。二男隆は帰国後も農業に従事してトマトを栽培し、「トマト汁は体に良いので今でも毎日食べている」と楽しそうに話していた。

I家の三男寛は「第3次移送船」で日本に帰国したと語っているが、それが「送還船」だったのかどうかは現時点で確認は取れていない。市民権を失わないようにと単身でアメリカに戻った二男隆と三男寛ではあったが、中等教育をアメリカで受けて育ったことからアメリカ市民としての意識は強く持っていたと思われる。それが、結果的に強制収容所に送られ、忠誠登録を拒否したことから強制収容所の中でも No-No Boy として鬱憤の漂う苦難の時期を過ごすことになった。しかも彼らがいたツールレーク収容所ではキベイ二世の No-No Boy に対し、市民権を「放棄」させ日本へ「送還」しようとの企てがアメリカ司法省(村川 2007: 14)³²⁾によって進められ、その機運が大きく盛り上がっていた。

7. 戦後補償(リドレス)と不可視化された日系人

1988年8月10日、アメリカのレーガン大統領

が市民の自由法(Civil Liberties Act of 1988)に署名し、日米戦争中に強制立ち退き・収容された日本人移民および日系アメリカ人に対し公式に謝罪し、各自に2万ドルを支払うことになった。村川によれば軍事的必要性和日系アメリカ人の保護を名目とした強制収容が、実はアメリカが掲げる自由と公正の侵害であったと公式に認められたもので、リドレス(redress)という耳慣れない言葉が使われた。金銭による補償(reparation/compensation)ではなく「過ちを正す」ことを意味するという(村川 2010)³³⁾。

アメリカ政府による戦後補償についての感想を聞いた際に二男隆は、「収容所に送られる前にはセロリが収穫目だった。それを全部取られた。今さらあんな金もらっても意味ない」と語っていた。村川はキベイそして No-No Boy について「社会の中で周辺化され不可視化された人々」と表現している(村川 2007: i)³⁴⁾。

1945年11月から翌46年6月にかけて、約8千名の日本人・日系アメリカ人が敗戦の日本に「本国送還」あるいは追放された。この中に「送還」に先立ち自発的に生得の米国市民権を「放棄」した2千名の日系アメリカ人が含まれていた。1944年7月に第78議会で成立した公法405号により当時の国籍法401条に付加された(i)項がその根拠となった。日米開戦の時点で西海岸に居住していた11万名の日本人・日系アメリカ人に対する一連の強制立ち退き・収容政策の最終段階の施策の一つであり、大戦中に収容所内で繰り広げられた反米=親日的活動に加わった人々に対する懲罰的な色合いを含んだ措置であるともみなされてきたためか、あるいは戦後の補償要求運動との絡みもあってか、これまで日系社会でも学会でも彼らの存在は広く知られていたが、その実態については表立って語られることがなかった。いわば、日系アメリカ人の主流の歴史と社会の中で周辺化され、不可視化された人々である。そして、これらの人々が周辺化され不可視化されてきたことが、市民の外国人化という強制立ち退き・収容政策の最も重大な側面であり、アメリカの市民権制度の根幹にかかわる問題性を覆い隠してきたのである。

筆者が20年前に取材したI家の兄弟は、まさに村川の言う「日系アメリカ人の主流の歴史と社会の中で周辺化され、不可視化された人々」のうちの二人だったのである。当の本人たちはこのことに気づいていたか否かは今はもう確かめようがない。しかしこうした苦難を多くのNo-No Boy同様、二人が黙して語らなかったことを知った今、歴史上の事実を伝えていく必要を感じた。

8. おわりに

戦後75年が経過し、すでに戦争は“記録”ではなく“記憶”になりつつあると言われている。戦争は全ての人を不幸にする。ここで取り上げた「キベイ」そしてNo-No Boyとなった兄弟、日本に残ったI家の兄弟たちも多くの市民と同様、戦争に翻弄された。

これまでキベイやNo-No Boyが自らの経験を黙して語らないことはよく知られていたが、近年、No-No Boyをタイトルに掲げた著書が出版されたことにより詳細を知ることができた（岡田、川手）³⁵⁾。筆者自身は戦争体験はないが、思いがけず20年以上も前に聞いた叔父たちのインタビュー記録から、改めて歴史を調べることで彼らの追体験をすることになった。

アメリカに不法に入国した祖父はアメリカを悪く言うことは一度もなかった。幼い頃からアメリカを身近に感じて育ってきた筆者にとっても、アメリカは自由を象徴する国の一つだった。そのアメリカで、日系人はアメリカ社会の中でも「モデルマイノリティ」と称される活躍をしていることを誇りに思う気持ちもあった。だがキベイとなり、忠誠登録からNo-No Boyとなった日系アメリカ市民が、アメリカ政府と日系社会の両側からスケープゴート化された事実を知ると、生まれた国アメリカで市民として認められず、有刺鉄線が張り巡らされた強制収容所の中でNo-No Boyとして無念の月日を過ごすことを強いられた叔父たちの忸怩たる思いに心を寄せることができた。

1997年に叔父たちにインタビューをした後、彼らの足跡や友人知人の証言を得ようとカリフォルニアを訪ねた。サクラメントにあるカリフォルニア州立鉄道博物館を訪ねた際に、館内に飾られていた複数の鉄道開通記念写真のどこにも白人以外の労働者の姿が写っていないことが案内をしてくれた日系人のボランティアとの間で話題になった。社会が見えにくくなっている時代だからこそ、歴史から学ぶことが多い。

もう一点、言及したい点がある。実は筆者は子供の頃に実家の屋根裏部屋で見つけた叔父(四男)の真っ白な制服姿に憧れた。叔母の話では、地元の高校を卒業後に上京したという。本人は生前、東京の小平に居ることがある、と話していた。だが軍国主義旋風下で多感な少年時代を過ごした四男は、敵国に渡った兄弟のことをどう思っていたのだろう。叔父の心境を聞いてみたかったと残念でならない。

本稿のタイトル「日本とアメリカで闘ったI家の息子たち」は当初、長男周一、二男隆、三男寛、四男満について書く予定だったが、長男の戦時中の記録が厚生労働省に問い合わせたものの確認できず、四男満についても調べるができなかった。二男三男がアメリカから「送還」されたのか否かの確認もできぬまま時間切れとなってしまった。コロナ禍でさまざまな場での確認作業が予定通り進まず、中途半端となったが、「キベイ」そしてNo-No Boyとなった兄弟とその家族の記録とした。

戦争は人の人生を狂わせる。過酷な戦争に遭遇し戦禍を生き延びた叔父たちの話をもっと早く、しっかり聞いておくべきだったと悔やまれてならない。

引用文献

- 1) The National WW II MUSEUM ホームページ, <https://www.nationalww2museum.org/war/articles/japanese-american-incarcera>

- tion (2020年12月20日アクセス)
- 2) 山崎豊子, 二つの祖国 (上)(中)(下), 新潮文庫 1983
 - 3) 村川庸子 『境界線上の市民権 日米戦争と日系アメリカ人』 お茶の水書房 2007, p61
 - 4) 村川前掲書 2007, p13
 - 5) 村川前掲書 2007, p14
 - 6) 取材は1997年9月のアメリカ調査の前の8月に二男隆氏には三重県の自宅で, また三男寛氏は静岡県の実家で行った。
 - 7) 北村崇郎, 『一世としてアメリカに生きて』 草思社, 1992, p284, 表1はp278
 - 8) 伊藤一男 『北米百年桜』, 1984(1969), p41, PMC出版【復刻版】
 - 9) 1905年(明治38年)に勲八等瑞寶章及び金八十圓を授与された感謝状をI家で確認
 - 10) 1907年12月にはアメリカから図2の葉書を日本に送っている。I家で確認
 - 11) 糸井輝子, 『外国人をめぐる社会史—近代アメリカと日本人移民—』 雄山閣, 1995, p111
 - 12) 北村前掲書 1992
 - 13) 伊藤前掲書 1972, p413
 - 14) 糸井前掲書 1995, p87
 - 15) ユウジ・イチオカ, 『一世』 刀水書房 1992, p183-184
 - 16) 村川庸子・糸井輝子, 『日米戦時交換船・戦後送還船「帰国」者に関する基礎的研究—日系アメリカ人の歴史の視点から—トヨタ財団助成研究報告書, 報告書番号: 025, 発行年月日: 92-6, p138
 - 17) 村川・糸井前掲書: 1992, p138
 - 18) 糸井前掲書 1995, p203
 - 19) 村川前掲書 2007, p141, p154
 - 20) 周一の朝鮮への出征の正式記録を厚生労働省に問い合わせたが, 厚生労働省社会・援護局援護・業務課からは「記録はありませんでした」との回答があった。
 - 21) 村川前掲書 2007, p139-p140
 - 22) 村川前掲書 2007, p11
 - 23) 村川前掲書 2007, p11
 - 24) 川手晴雄 『NO-NO BOY 日系人強制収容と闘った父の記録』 角川書店 2018, p35
 - 25) 村川前掲書 2007, p12
 - 26) 村川前掲書 2007, p14-15
 - 27) 村川前掲書 2007, p214
 - 28) 村川前掲書 2007, p245
 - 29) 二男隆氏から提供された CIVIL LIBERTIES ACTION of 1988- VOLUNTARY INFORMATION FORM の記録による
 - 30) 全米日系人博物館のマナビ&ヒラサキ・ナショナル・リソースセンターによると, ビスマルクは, 「司法省管轄の収容所で, 戦時転住局によって「トラブル・メーカー(問題を起こす者)とみなされたひとたちで, アメリカ市民でない人たちが, 強制収容所から転送された」収容所の1つとしてリストアップされている。同様に戦時転住局によって「トラブル・メーカー(問題を起こす者)とみなされたひとたちでアメリカ市民である人たちが, 強制収容所から転送された『市民隔離収容所』が他に2ヶ所挙げられていることから, この時点で隆は市民権を放棄していたと思われる。全米日系人博物館 (janm.org/jpn/nrc_jp/internfs_jp.html 2021年1月30日アクセス)
 - 31) 村川・糸井 1992 前掲書, p24, p150
 - 32) 村川前掲書 2007, p14
 - 33) 村川庸子 「ディスカバリーニッケイ」 ジャーナル記事 「アメリカの戦後補償」/ 2010年9月17日 <http://www.discovernikkei.org/ja/journal/2010/9/17/amerika-no-redress/> (2020年12月22日アクセス)
 - 34) 村川前掲書 2007 pi
 - 35) ジョン・岡田, 『NO-NO BOY ノーノーボーイ』 川井隆介訳 旬報社 2016, 川手前掲書 2018

Sons of the I family fought in Japan and the United States
by Mieko Tsukamoto

[Abstract] This is a part of family history focusing on two brothers who happen to be “kibei,” those born in America, raised in Japan and who returned to the United States just before World War II (WW II), and also to be a “No-No Boy,” those who answered “no” to the Loyalty Registration given at internment camps.

About 110,000 Japanese Americans living on the West Coast were sent to concentration camps during WW II, officially for the sake of “national security.” About two thirds of the internees were American-born Japanese with U.S. citizenship. The Loyalty Registration given by the U.S. government split the internees, especially the American-born Japanese. Those who answered “Yes” joined the army and received an improved reputation. An example of this is the 100th Infantry Battalion. Those who answered “No” stayed at the internment camps and had a difficult time as socially marginalized outcasts.

[Keywords] American-born Japanese, Kibei, No-No Boy, World War II, Family history